あだち広報
編集／足立区企画部広報課　〒120 足立区千住一丁目4-18　☎(882)1111　第二庁舎 ☎(889)6161

出張所再配置特集
1面・再配置の基本的な考え方
・再配置の具体的な基準
・新しい出張所
2面・答申の背景
・出張所の現状
・便利になります新しい出張所

区民サービスの向上をめざして

出張所再配置に関する答申まとまる

昭和六十一年四月実施を目標

区の出張所制度は、昭和二十二年に制定されてから四十年になろうとしています。このたびファクシミリ・漢字オンライン導入に伴い、出張所の再配置を主とした出張所のあり方について、「足立区役所出張所再配置審議会（志村文蔵会長）」から答申が出されました。この答申は「区民サービスの向上という観点に立って、出張所をより合理的に配置するとともに、将来あるべき姿をさらに発展的に追求すべきである」としています。今後、この答申に沿って、区議会や区民の皆さんの理解と賛同を得て実施していく予定で、今回その概要を紹介します。

再配置の基本的な考え方

◆出張所のサービスエリア
出張所へ最も遠くなる距離の限度を定めて再配置をします。
また、世論調査（下図1－1）によると、出張所へ来所する際に自転車、バイクを利用する区民が四六・八％と半数近いことも考慮します。

◆出張所のOA化
ファクシミリ・漢字オンラインシステムの導入を前提とします。（下図2）

◆住民サービスの向上
ファクシミリ・漢字オンラインシステムの導入により、出張所の取扱事務を充実して住民サービスの向上に努めます。また、従来の管轄区域を全て廃止し、どこの出張所でも利用できるようにします。

◆出張所の名称
現在の出張所に比較して、内容および機能が拡大充実した近代施設になるので、それにふさわしいイメージを持った名称とします。その際は、広く区民の方の声を反映したものにする必要があります。
また、名称は従来の番号に代えて、所在地の地域を表わす地名にします。

◆住民団体との関係
再配置後の出張所と住民団体等との関係は、住民の自主的な決定を尊重します。

◆ブロックセンターに併設
既に併設されている出張所を含めて、今後、設置されるブロックセンターのうち、地理的に出張所併設が望ましい箇所については、できるだけ併設します。

◆再配置の時期
出張所の再配置は、ファクシミリ・漢字オンラインシステムの導入によるサービスの向上を前提としているので、中央本町庁舎（仮称）のオンラインシステムの整備と同時に実施します。

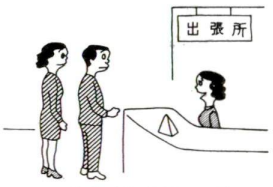

◆出張所の経済的、効率的運営
乏しい自主財源で、生活環境の整備を実施するためには、「足立区の行政改革」ともいうべき内部努力が必要です。区政の状況を考えると、出張所の運営経費についても、極力、抑制しなければなりません。
そのためには、出張所を再配置して、運営経費の中でも特に大きな比率を占める人件費の削減をはかります。

◆世論調査の結果
昭和五十七年六月に実施した世論調査では、「出張所の統廃合と事務の充実について」賛成が八七・三％、「どちらかといえば賛成」を合わせると九二・五％にのぼっています。したがって、この世論調査の結果を参考とします。（下図1－2）

再配置の具体的な基準

◆出張所への距離
区民の平均的歩行可能範囲と、自転車、バイクによる来所者が多いことを考慮に入れて、出張所から最も遠い距離であっても約一・五キロメートルを限度にします。
足立区内であれば、どこから出発しても、約一・五キロメートル歩けば、十八カ所の出張所の一カ所を必ず利用できることになります。

◆ブロックセンター併設
用地費および建設経費等を有効に利用するために、ブロックセンターに併設できるものは、ブロックセンターに出張所を配置します。

◎既に配置したブロックセンター
花畑、竹の塚（第十六出）、佐野、舎人（第十四出）

◎今後、配置する予定のブロックセンター
江北（第十三出）、興野（第八出）、梅島（第十出）、保塚、鹿浜（鹿浜出）

◆交通機関の利便性
交通機関の利便と、区民の駅への通勤、買物等の経路を考慮して、駅に近い出張所で適切な箇所は、現状どおりとします。

◎駅に近い出張所
第九出張所、第十五出張所、第十六出張所、第十八出張所、東綾瀬出張所

◆千住地区
本庁舎に出張所機能を設置して、常東出張所、第三出張所、第四出張所、第五出張所の各出張所を集約します。

◆中央本町庁舎（仮称）
中央本町庁舎（仮称）には出張所機能を設置します。

◆分室的機能の設置
地理的条件では出張所設置の必要はあるが、規模の点から第十二出張所、第二十出張所については分室的機能として設置します。

◆サービスセンター
出張所再配置の結果、地域によっては出張所への距離が最も遠い所で約一・五キロメートルになります。そこで交通機関の利用により、この不便を多少でも解消するとともに、出張所オンラインシステムの有効な活用をはかるために、現在建設中の北千住駅ビル内にサービスセンターを設置します。
サービスセンターでは、勤務等の都合で、現行の出張所の閉庁時間である午後五時十五分（土曜日を除く）では利用が困難な区民のために取扱時間を延長します。

出張所再配置審議会

新しい出張所

◆新しい出張所の配置
二面の図のとおりです。

◆新しい出張所の組織
出張所の再配置により、一出張所当たりの職員数は、最少で八人、最多で二十人程度となります。また、窓口事務の拡大、複数の町連の所管により、今までの出張所に比較して、その事務は質量ともに増大することになります。
しかし、今回の出張所の再配置は行政機構の簡素化をめざしたことでもあるので、その効果を一層発揮するために、従前どおり、係長級を所長とする事務所とします。

◆廃止出張所の跡利用
現在の二十五カ所の出張所のうち、他に転用ができるもの、または建物として引続き使用が可能なものは、次のとおりです。

◎対象出張所
常東、第三、第四、第五、第六、（第七）、第八、第十、第十一、第十七、第十九、東渓原、神明

使用方法については、これまでの出張所と地域社会のかかわりを考え、地元町連と話し合いを行ったうえで、利用計画を慎重に決定します。

◆実施の時期
昭和六十一年四月を目標とします。

ファクシミリ・漢字オンラインシステム

中央本町庁舎（仮称）と出張所をファクシミリとコンピュータで結び、住民票、戸籍謄本・抄本、納・課税証明の発行、国民健康保険証の交付などが、どこの出張所でもできるものです。

図2

足立区世論調査（昭和五十七年六月実施）

図1－1 出張所への交通手段

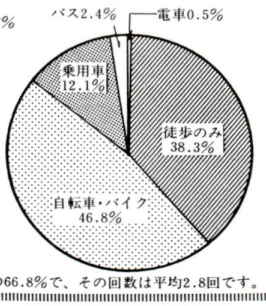

図1－2 出張所の「統合・充実」への賛否

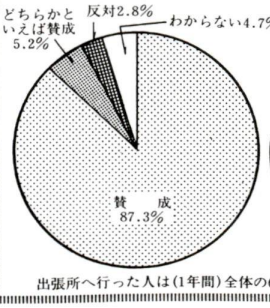

出張所へ行った人は（1年間）全体の66.8%で、その回数は平均2.8回です。

出張所再配置についてのご意見・お問い合わせは区民部管理課管理係へ。

☎八八二―一一一一（内三〇三～四）

答申の背景

◆足立区の状況

足立区では、下水道等の都市的施設の整備がされないまま、宅地化が急激に進行し、人口が急増しました。そのため、生活環境の整備を最重点におかざるをえません。

また、自主的に使用できる財源の割合も他区に比較して、極めて少ない状況です。

乏しい自主財源で、急がれる生活環境を整備するためには、足立区の行政改革ともいうべき、一層の内部努力が必要です。そのためには、全体的な事務事業の見直しをはかるとともに、行政経営の適正化をはからねばなりません。

同時に、この財源を区民の要望の最も強い生活基盤の整備と、区民の健康と福祉の充実のために、重点的に配分していくことが必要となっています。

◆高度情報化社会の到来

情報処理と通信技術の飛躍的な進展により、データの大量かつ迅速な処理が可能となりました。足立区でもコンピュータ処理は、大量計算業務のコンピュータ化が一段落し、情報の総合化へ第一歩を踏み出したところです。

今後は、本庁舎と各出張所との間にオンラインシステムを導入して、どこの出張所でも身近かな用件のほとんどがすむよう、住民サービスの大幅な向上をはかる必要があります。

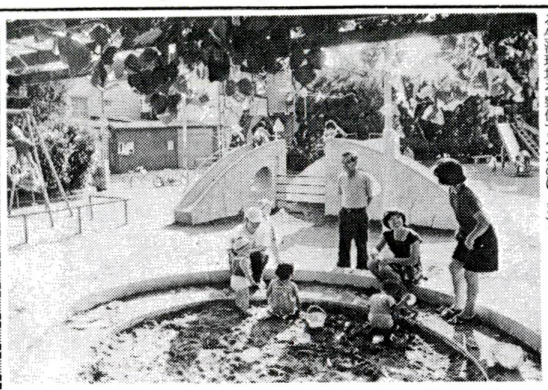

出張所の現状

◆出張所の配置基準

出張所は、昭和二十二年に十九カ所で出発しましたが、その後、堤北地区の人口増加と住民要望などで徐々に増加して、現在は二十五カ所になっています。

この方式を継続すると、今後も世帯数の増加に応じて出張所を増設せざるをえなくなります。

◆出張所の運営経費・

現在の二十五カ所の出張所の運営に要する経費は約十億円に達しています。人件費の年ごとの増加およびその他の経費の増加により、今後も運営経費は増大していくことが予想されます。

◆出張所の職員配置の基準

人口が環七以南から環七以北へ移動することに伴って、出張所の配置職員数も変動しています。現在、出張所の最少職員数は五人で、区内に二カ所あります。

また、いずれ五人に減少することが予想される現在七人以下の出張所は三カ所あります。

職員数が五人の出張所であっても、管理渉外部門（所長等）は中規模以上の出張所と同様に必要です。

職員数五人の出張所二カ所が合併すると、管理渉外部門は一カ所分でよいことを考えると、著しく効率が損われています。

◆出張所が取扱っている事務

出張所では多種多様な事務を扱っていますが、その内のほとんどは出張所を経由する事務であって、出張所で完結する事務の割合は多くありません。

◆出張所の庁舎

現在の二十五カ所の出張所には、木造等で老朽化している庁舎、事務室の狭い庁舎が多くあります。

したがって、この二十五カ所の出張所にファクシミリ・漢字オンライン化をする場合、十カ所の出張所の増改築が必要になります。

また、敷地が狭いために建物の利用変更が難しい事務所も多くあります。これらを解決するためには、莫大な経費が必要となります。

再配置後の出張所と住民団体等との関係

◆地区住民団体連合会

地区住民団体連合会（以下「町連」とします）は、任意団体ですが、区行政と極めて深いかかわりのある団体です。

今回の再配置後も、出張所と現在の二十五カ所の各町連との関係は、各町連の自主性を尊重します。

したがって、二十五の町連が現在の状態で残ることもあります。

その結果、出張所によっては、二町連以上を主管する場合も当然に考えられますが、その場合、二町連を主管する出張所はそれぞれの町連に対して、現在と同じ状態で対応します。

その結果、出張所によっては、二以上の青少年対策地区委員会、地区婦人連合会を主管する場合が考えられることは、町連と同じです。

◆青少年対策地区委員会、地区婦人連合会

青少年対策地区委員会、地区婦人連合会も、町連と同様に、自主性を尊重します。

したがって、二十五の青少年対策地区委員会、地区婦人連合会が現在の状態で残ることもあります。

その結果、出張所に対して、現在と同じ状態で対応します。

住民票の写しなどがどこの出張所でもとれます

ある朝の会話

―お父さんとお母さん―

「お父さん、学校へ提出するので太郎の住民票の写しを、昼休みに出張所でもらって来てくれませんか」

「昨夜、話しただろう。今日は西新井の本社へは行かないよ。北千住の現場へ直行だからダメだよ」

「あら、今はどこの出張所でも住民票はとれるのよ。北千住なら区役所でも駅のサービスセンターでも、両方、利用できるのよ」

「そうかい。便利になったものだね。そうすると、花畑の現場の時は、あの近くの出張所へ行けばいいってわけだね」

「それに、住民票の写しだけでなく、印鑑証明や戸籍の謄・抄本も、どこの出張所でも取れるようになったのよ」

※これは、答申が実施された場合の話です。

便利になります新しい出張所

現在、区内には二十五カ所の出張所がありますが、今までは、区民の皆さんが利用できる出張所は、自分の諸台帳が置かれている出張所一カ所のみでした。

今回のOA化（オフィス・オートメーション）により、区民はどこの出張所でも利用できることになります。これは出張所の管轄区域がなくなるためで、区民は一挙に十八カ所の出張所を持つことになったともいえます。

◆出張所のOA化により拡充する事務

次の様なサービスが、いずれの出張所でも受けることができます。

◎コンピュータによるサービス

▽住民異動届　▽住民票写し　▽住民票関係証明書　▽納税証明書・課税証明書　▽国民健康保険証などの交付　▽その他のコンピュータ適用業務

◎ファクシミリによるサービス

▽戸籍謄・抄本　▽除籍謄・抄本　▽戸籍附票　▽印鑑証明書などの交付　▽その他のファクシミリ適用業務

新しい出張所配置図（名称は仮称です）

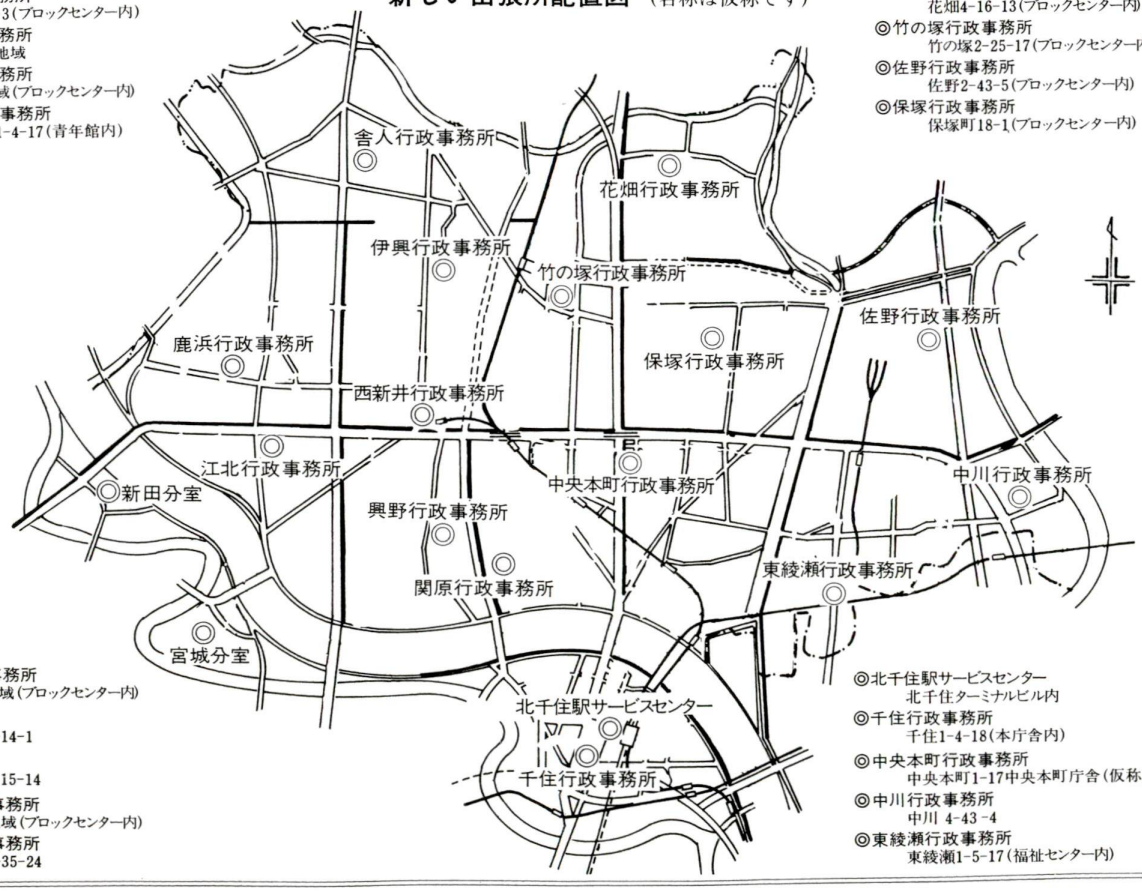

◎舎人行政事務所
舎人1―3（ブロックセンター内）

◎伊興行政事務所
伊興町地域

◎鹿浜行政事務所
鹿浜地域（ブロックセンター内）

◎西新井行政事務所
西新井1-4-17（青年館内）

◎花畑行政事務所
花畑4-16-13（ブロックセンター内）

◎竹の塚行政事務所
竹の塚2-25-17（ブロックセンター内）

◎佐野行政事務所
佐野2-43-5（ブロックセンター内）

◎保塚行政事務所
保塚町18-1（ブロックセンター内）

◎江北行政事務所
江北地域（ブロックセンター内）

◎新田分室
新田3-14-1

◎宮城分室
宮城1-15-14

◎興野行政事務所
興野地域（ブロックセンター内）

◎関原行政事務所
関原2-35-24

◎北千住駅サービスセンター
北千住ターミナルビル内

◎千住行政事務所
千住1-4-18（本庁舎内）

◎中央本町行政事務所
中央本町1-17中央本町庁舎（仮称）内

◎中川行政事務所
中川 4-43-4

◎東綾瀬行政事務所
東綾瀬1-5-17（福祉センター内）